

小田原市監査委員公表第8号

平成25年9月26日

小田原市監査委員 岡本重治
小田原市監査委員 井上久嘉
小田原市監査委員 野坂 稔

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成25年7月1日付け監査第22号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	備品の購入において、見積り合せ等により数件執行されていたが、入札による一括購入を検討すべき事例が見受けられた。(福祉政策課)	当該備品の購入に当たり、見積り合わせにて執行したが、今後は、御指摘の内容を踏まえ、契約規則に則り適正に執行していく。
2	前回の監査で指導した登録漏れの備品及び平成24年度に購入した備品について、備品台帳に未登載のものが見受けられた。(保険課)	当該備品について、備品台帳に登録した。 今後は、備品取得の段階で遅滞なく台帳登録するよう徹底する。

小田原市監査委員公表第3号

平成26年4月30日

小田原市監査委員 岡本重治
小田原市監査委員 井上久嘉
小田原市監査委員 野坂 稔

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成25年7月1日付け監査第22号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	一括調定できる歳入として定められていない使用料について、一括調定している事例が見受けられた。(スポーツ課)	平成26年4月1日から、「一括して調定できる使用料、手数料等について(通達)」の一部を改正し、一括調定できる歳入と改めた。

小田原市監査委員公表第4号

平成27年2月26日

小田原市監査委員 岡本重治
小田原市監査委員 井上久嘉
小田原市監査委員 安野裕子

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成25年7月1日付け監査第22号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	敷金の台帳管理において、保管現金との不一致が認められたため、調査のうえ整合性を図られたい。(建築課)	保管現金との不一致が認められた過剰額については、再度調査し、台帳を修正した。しかし、判明できなかったものについては、内容不明の歳入歳出外現金として帳簿上明確にした。 今後は、台帳の適切な管理を行うよう徹底する。

小田原市監査委員公表第2号

平成27年1月28日

小田原市監査委員 岡本重治
 小田原市監査委員 井上久嘉
 小田原市監査委員 安野裕子

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成25年12月26日付け監査第57号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	支出事務等において、不適切な処理が多数見受けられた。病院事業は、すべての会計処理を独立して行っていることに留意し、内部チェックを確実にし、適正な事務の執行に努められたい。(経営管理課)	経営管理課総務係内の事務分担を見直し、必ず2名以上で審査を行うこととして書類に係るチェック体制を強化するとともに、請求書等の収受に当たり、各事務担当者から業者に注意喚起をし、また当該担当者も書面内容に不備がないかを改めて確認することを徹底した。
2	行政財産の目的外使用料の算出等に不適正な事例が見受けられた。病院事業においては、地方公営企業法により、独自に使用料を定めることとなっているので、早急に実情に応じて規定の整備を図られたい。(経営管理課)	平成26年4月1日付けで、小田原市病院事業の財務に関する特例を定める規則を改正し整備を図った。 なお、行政財産については、貸付ができ、競争入札や複数年の契約ができることにより、許可使用料に比べて、収益増が見込めることから、自動販売機の設置、テレビシステムの設置等については、行政財産の貸付に移行している。

小田原市監査委員公表第4号

平成26年5月27日

小田原市監査委員 岡本重治
 小田原市監査委員 井上久嘉
 小田原市監査委員 野坂 稔

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

平成26年3月26日付け監査第71号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	臨時職員の雇用手続や時間外勤務手当の割増の支給に誤りが見受けられた。(地域安全課)	当該業務については、執務マニュアルを作成し、再発防止に努めることとした。
2	防犯灯整備費補助金交付額の算定に誤りが見受けられた。(地域安全課)	補助金交付申請書の審査については、複数の職員によるチェックを徹底することとした。
3	消費生活相談員の出張日の報酬に支払い漏れが見受けられた。(地域安全課)	非常勤職員等の出勤簿の適切な管理を行うこととした。
4	委託業務の契約書の仕様と実際の業務内容に違いが見受けられた。(営業課)	委託業務が契約書の仕様どおり行われているか、履行の確認を徹底することとした。
5	行政財産の目的外使用料の算出等については、地方公営企業法により独自に使用料を定めることとなっているので、規定の整備を図らねばならない。(営業課)	平成26年4月1日付けで、小田原市水道局会計規程を改正し整備を図った。